

第 6 次

阿久根市行政改革大綱
(原案概要)

第 1 はじめに

行政改革は、既存の事務事業を絶えず見直し、新しい課題に取り組む作業であり、計画的かつ継続的な実施が必要である。

本市においては、急速な少子高齢化への対応、基幹産業である農林水産業の振興、高度・多様化する市民ニーズを踏まえたまちづくりなど、今なお課題が山積している。

これまで、これらの課題を克服し、本市の将来像である「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、さらに着実かつ強力な取組が求められている。また、「笑顔あふれるまち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」に基づき様々な施策を展開することとしているが、そのためには安定的な財政基盤の確立と行政への市民参画が不可欠である。

諸課題に引き続き即応し、持続的な自治体経営を確保して市民福祉の向上を図るため、第6次阿久根市行政改革大綱を策定し、より積極的な改革の推進に努めるものである。

第 2 基本方針

1 改革の基本理念

- (1) 市民福祉の向上を図ること。
- (2) 持続的な自治体の運営を確保すること。
- (3) 健全な財政を維持すること。
- (4) これまでの取組を総括し、継続した改革を志向すること。
- (5) 国の各種施策の動向を注視し、その影響を踏まえるとともに、社会・経済情勢の変化に対応した改革とすること。

2 改革の基本項目

- (1) 市民との協働によるまちづくり
- (2) 市民サービスの向上
- (3) 機能的で効率的な組織づくり及び事務改善
- (4) 安定的で健全な財政の確保

- (5) 定員管理，人材育成及び給与等の適正化

3 改革の推進期間

平成29年度から平成33年度までとし，状況の変化に柔軟に対応し，期間中においても必要に応じて見直し，平成33年度には，新たな計画を策定する。

4 改革の推進

- (1) 大綱の方針に基づき，実施時期，実施課等，数値目標等を示した「第6次行政改革大綱実施計画」に基づき，具体的な施策を推進する。
- (2) 改革は，職員として，市民福祉の向上に奉仕する使命を自覚し，法令を遵守しながら，改革への強い意欲をもって，全庁的に取り組む。
- (3) 速やかな施策の実施のため，PDCAサイクルに基づき，阿久根市行政改革推進本部において適正な進行管理，点検，評価に努める。
- (4) 大綱，実施計画及びその実施状況は毎年公表し，市民の理解と協力を求める。

第3 改革の基本的な取組

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 市民参画と協働の推進

ア 各種計画の策定に当たって，市民とのワークショップ実施の推進

イ 市内のまちづくり活動団体等との連携

イ NPOやボランティアの支援・育成及び連携

ウ 地域の自治活動の支援

(2) 男女共同参画の推進

ア 新あくね男女共同参画プランに基づいた男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

イ 阿久根市における女性職員の活躍及び職員の仕事と育児の両立に関する特定事業主各種審議会等や管理職員への女性の登用

2 市民サービスの向上

(1) 接遇の充実

ア 接遇マニュアルの見直し，研修等による接遇の充実

イ 公共施設の美化，環境の保全によるイメージの改善

(2) 開かれた市政

ア 情報公開制度の一層の推進，行政運営への公正の確保と透明性の向上，市民との情報の共有化の促進

イ 「市長と語る会」の開催

ウ パブリックコメント制度の積極的な活用

エ 地域における広報等情報連絡体制の整備の支援

(3) わかりやすい事務処理，手続の簡素化の推進

ア 公文書の表記や説明における「わかりやすさ」の確保

イ 総合窓口の導入及び窓口業務のアウトソーシングの検討，住民サービスの充実・改善

ウ 行政手続等に関する書類の簡素化と電子申請等の普及，拡大

(4) 個人情報保護等

ア 個人情報の保護についての職員意識の向上

イ 個人認証の徹底

ウ 契約手続制度の検証，見直しと一層の公正の確保と透明性の向上

3 機能的で効率的な組織づくり及び事務改善

(1) 組織機構の整備等

ア 必要な組織機構のあり方の検討

イ 事務事業の外部への委託の推進等

ウ 各種の審議会や委員会等の附属機関等の見直し

(2) 事務事業の整理・充実等

ア 学校規模の適正化

イ 消防団組織の充実

ウ 行政評価制度の見直し

エ 行政事務連絡員との連携の強化

(3) 民間活力の導入等

各種機関の委託の検討及び公共施設の効率的な管理等

4 安定的で健全な財政の確保

(1) 経費の節減

ア 光熱水費など経費全般の節減

イ 予算を伴う事業や補助金の交付の適正な執行

(2) 自主財源の確保

ア 市税等の課税客体の掘起し及びコンビニ納付の実施による徴収体制の強化

イ 市民サービスの受益に応じた負担の適正化

ウ 普通財産の有効利用，遊休地の処分による適正な財産管理

エ ふるさと納税返礼品事業の推進と新たな財源確保

(3) 持続可能で適切な財政運営の堅持

ア 補助金制度の見直し

イ 入札制度のあり方の検討

(4) 財政状況の公表及び見通しの把握

- (5) 第3セクターの見直し
 - ア 適正で良好な経営体質の強化の促進
 - イ 情報の公開の促進
 - ウ 役職員数や給与の適正化の促進
 - エ 阿久根市美しい海のまちづくり公社の適正な運営の促進
 - オ 株式会社阿久根食肉流通センターとの更なる連携の強化
 - カ 阿久根市土地開発公社の今後のあり方の検討
- (6) 公営企業の健全経営
 - ア 収益の向上
 - イ 計画的な水道料金の改定
 - ウ 効率的な事務処理，経費の節減による経営の健全化
 - エ 市内4簡易水道の上水道への統合，施設の耐震化

5 定員管理，人材育成及び給与等の適正化

- (1) 適正な定員管理
 - ア 嘱託・臨時職員も含めた適正定員の検討
 - イ 再任用制度を活用した計画的な職員採用
 - ウ 職場の実態に応じた適正な職員配置
- (2) 研修及び人事評価
 - ア 効果的な研修による職員の能力開発及び人材育成
 - イ 人事評価の充実による組織の活性化
- (3) 給与等の適正化
 - ア 現下の状況を踏まえた給与の適正化の検討
 - イ 業績と能力による給与制度の継続的な運用